

コージェネ関連の優遇税制（参考）

制度名称	生産性向上設備投資促進税制	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置(固定資産税)	
		旧	新
期間	H26.1.20～H29.3.31	H25.4.1～H27.3.31	H27.4.1～H29.3.31
補助金・優遇税制との併用	補助金と併用可 ※H26年度補正予算「A類型」「B類型」除く	補助金、生産性向上設備投資促進税制と併用可	
優遇措置	即時償却（特別償却）と税額控除(5%～2%)の選択制（中小企業の上乗せ措置有）	標準課税を設備導入後3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減	
要件	①と②両方満たすもの。 ※旧モデルがないものは①のみ要件	③を満たすもの。	①②③全て満たすもの ※旧モデルがないものは①と③の要件
一要件①販売年	機械装置：発売後10年以内 建物附属設備：発売後14年以内		発売後10年以内
一要件②性能	旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上 ※生産性指標例：エネルギー効率等(発電効率もしくは総合効率)等		旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上 ※生産性指標例：エネルギー効率(発電効率もしくは総合効率)等
一要件③性能		グリーン投資減税の要件（概要は以下） i) 総合効率72%以上（発電出力10kW以上） 総合効率80%以上（発電出力10kW未満） ii) エンジン：希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式 タービン：予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式 iii) 排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する	グリーン投資減税の要件
証明書発行団体	コージェネ：コージェネ財団 防災兼用機：内発協	コージェネ財団	

要件追加のうえ、2年間優遇税制継続